

事業計画（岩手県野田村）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	6 地区海岸
被災した地区海岸数	5 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5 地区海岸

② 堤防高

9月26日に堤防高を公表※。

野田湾：T.P. 14.0m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(野田村)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
野田 (農振局)	677	堤防、排水樋門	12.00	12.00	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・堤防工事等
広内	209	防潮堤、水門、陸閘	12.00	14.00	—	H23.10	調整中	調整中	調整中	・調整中
野田 (水国土局)	683	防潮堤、水門	7.80	14.00	—	H23.9	調整中	調整中	調整中	・調整中
米田	365	防潮堤、水門	12.00	14.00	—	H23.12	調整中	調整中	調整中	・調整中
野田玉川	65	防潮堤、水門	12.00	14.00	完了	H23.10	調整中	調整中	調整中	・調整中

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系宇部川水系^{※1}で、2河川3箇所^{※2}の災害復旧事業を予定。

- ② 平成23年以内に、全3箇所の災害査定を完了予定。
平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う2箇所の本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定。
残る1箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了次第、本復旧に着手。村が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね3年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

- ③ 成果目標 平成23年度
 - 県管理区間（災害復旧事業）
全3箇所について、平成23年以内に災害査定完了
設計、地元調整等が整う2箇所について、平成23年度内に本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 野田村



野田村
 【県管理河川】
 1水系 2河川 3箇所
 (二) 宇部川水系 2河川 3箇所

路線表

路線番号	路線名称	起点	終点	距離
1	一般国道	111	25	86
2	主要地方道	111	25	86
3	一般県道	111	25	86
4	主要地方道	111	25	86
5	一般県道	111	25	86
6	主要地方道	111	25	86
7	一般県道	111	25	86
8	主要地方道	111	25	86
9	一般県道	111	25	86
10	主要地方道	111	25	86
11	一般県道	111	25	86
12	主要地方道	111	25	86
13	一般県道	111	25	86
14	主要地方道	111	25	86
15	一般県道	111	25	86
16	主要地方道	111	25	86
17	一般県道	111	25	86
18	主要地方道	111	25	86
19	一般県道	111	25	86
20	主要地方道	111	25	86
21	一般県道	111	25	86
22	主要地方道	111	25	86
23	一般県道	111	25	86
24	主要地方道	111	25	86
25	一般県道	111	25	86
26	主要地方道	111	25	86
27	一般県道	111	25	86
28	主要地方道	111	25	86
29	一般県道	111	25	86
30	主要地方道	111	25	86
31	一般県道	111	25	86
32	主要地方道	111	25	86
33	一般県道	111	25	86
34	主要地方道	111	25	86
35	一般県道	111	25	86
36	主要地方道	111	25	86
37	一般県道	111	25	86
38	主要地方道	111	25	86
39	一般県道	111	25	86
40	主要地方道	111	25	86
41	一般県道	111	25	86
42	主要地方道	111	25	86
43	一般県道	111	25	86
44	主要地方道	111	25	86
45	一般県道	111	25	86
46	主要地方道	111	25	86
47	一般県道	111	25	86
48	主要地方道	111	25	86
49	一般県道	111	25	86
50	主要地方道	111	25	86

主幹地方道

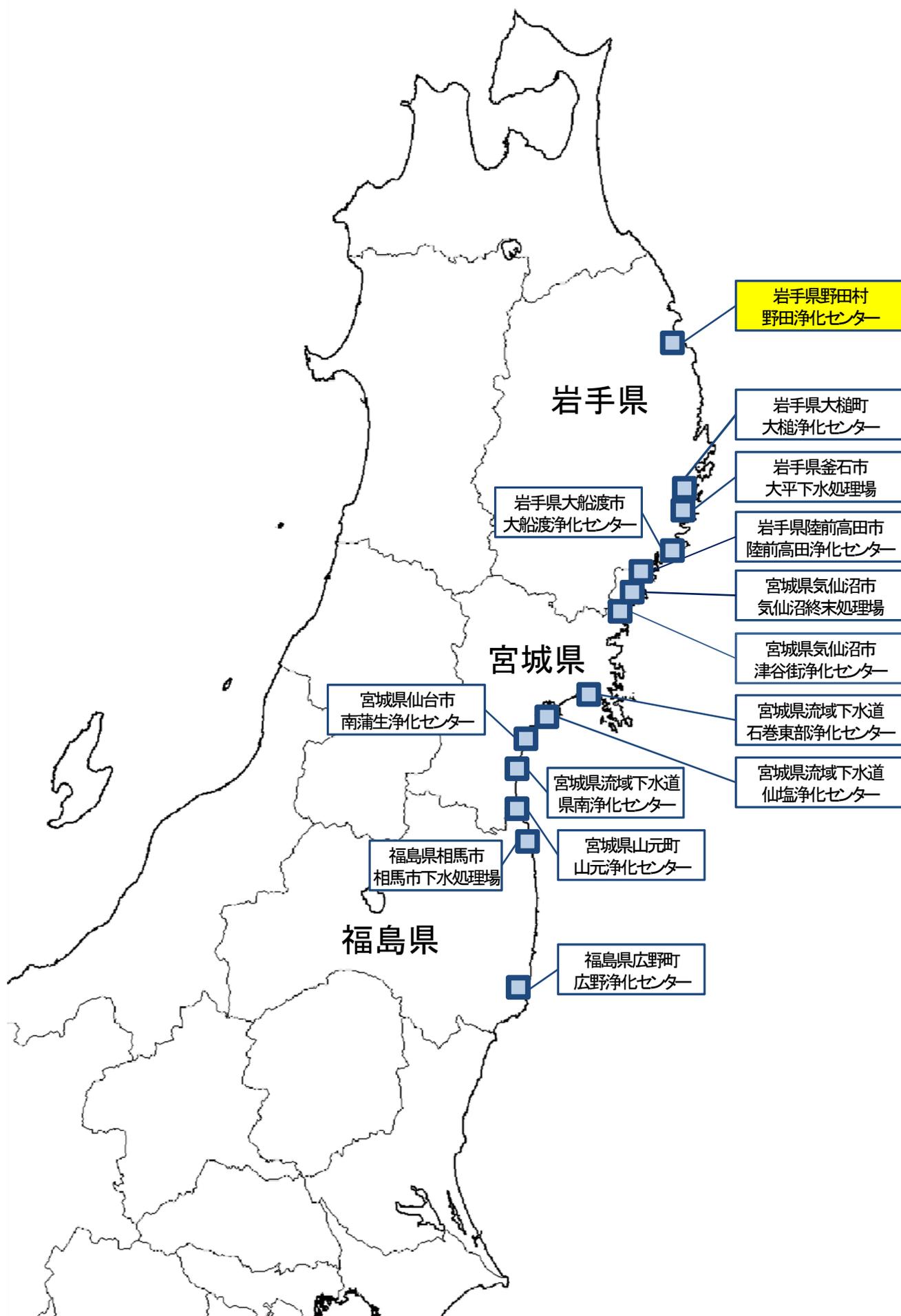
凡例

- 東北縦貫自動車道
- 東北横断自動車道
- 一般国道(指定区間)
- 一般国道(指定区間外)
- 主要地方道
- 一般県道
- 教員道(自転車道)
- 専用区間
- 未供用区間
- 点
- 陸前高田市
- 釜石市
- 大槌町
- 山田町
- 宮古市
- 岩泉町
- 田野畑村
- 普代村
- 久慈市
- 洋野町
- 大船渡市
- 陸前高田市

3. 下水道

- ① 箇所名：野田浄化センター（※位置図を参照）
- ② 野田浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。
- ③ 平成24年8月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約50haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 今後の対応

- ・ 現在、岩手県と野田村は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。
- ・ 国としても、県・村と共に、地元の意向や復興計画等を踏まえた農地・農業用施設の復旧に向けて適切に対応。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 野田前浜
 - ② 海岸防災林の防潮工 1,350m、林帯 12.15ha が被災。
 - ③ 防潮工については、居住可能な家屋の残っている集落が背後に存する区間における応急復旧が 10 月末に完了済み。本復旧については、今年度中に着手する予定。
 - ④ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 5 年で完了させ、全体の復旧を概ね 10 年で完了させることを目指す。
- (保全対象：国道 45 号線、三陸鉄道北リアス線、村道等)

6. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<野田村立学校>

東日本大震災により被災した村立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 甚大な被害を受けた野田小学校、野田中学校の2校の設備（スクールバス）については、平成23年内に事業着手・完了する。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<野田村立社会教育施設>

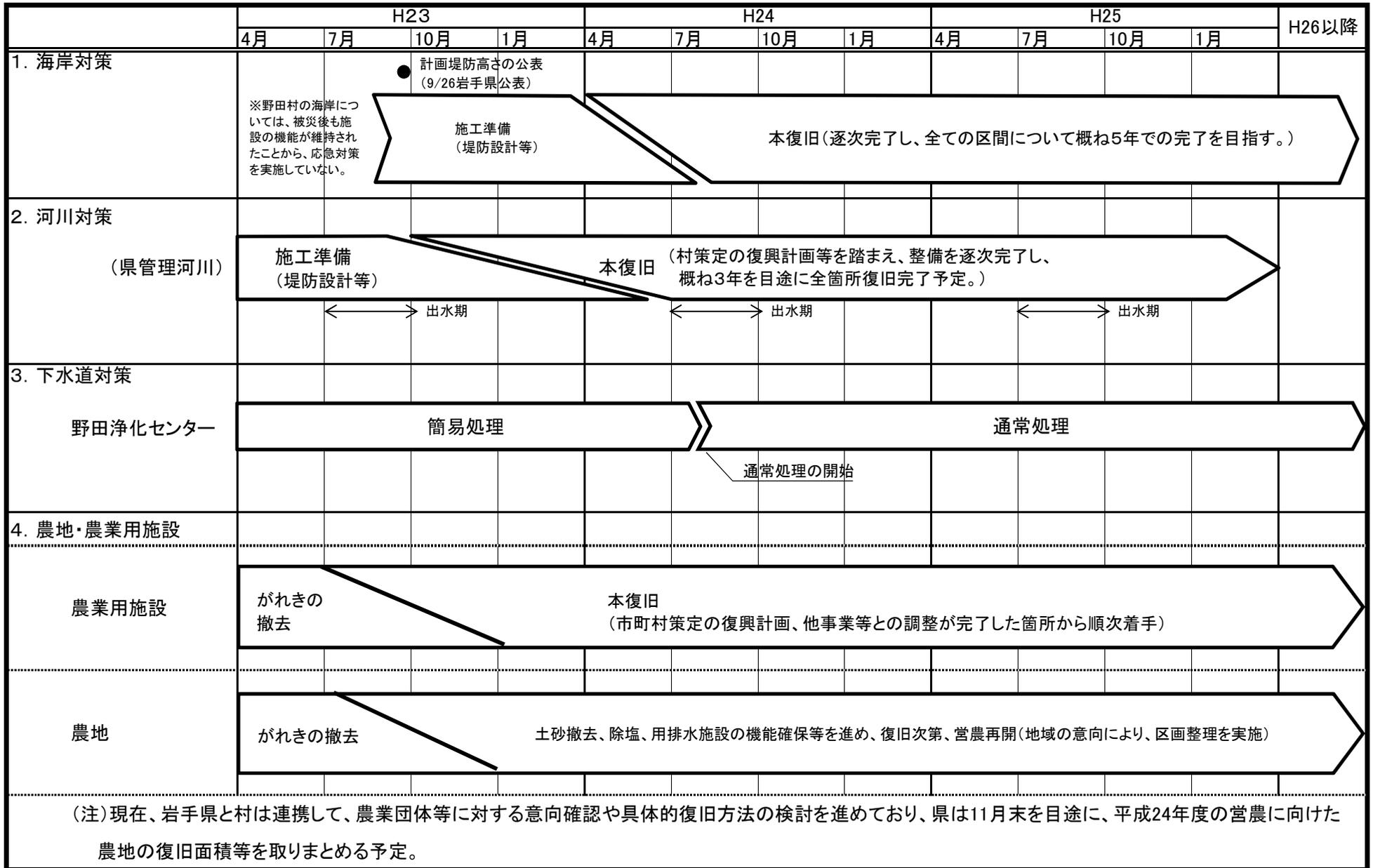
東日本大震災により被災した村立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2施設について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 甚大な被害を受けた野田村生涯学習センター（野田村図書館併設）、野田村体育館の2施設については、平成23年度の事業着手を行い、年度内の復旧完了を目標とする。

7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 140 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 6 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県野田村)



	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 海岸防災林	<p>防潮工の応急復旧完了 → 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧（概ね5年で完了） → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施（全体の復旧を概ね10年で完了）</p>												
6. 学校施設等	<p>< 村立学校 ></p> <p>幼稚園・小中高等学校等</p> <p>甚大な被害を受けた学校の復旧 → 設備の復旧</p> <hr/> <p>< 村立社会教育施設 ></p> <p>公立社会教育施設（社会体育施設・公立文化施設を含む）</p> <p>比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧 → 施設の本格復旧（社会体育施設）</p> <p>甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧 → 施設の本格復旧（社会教育施設）</p>												
7. 災害廃棄物の処理	<p>(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</p> <p>(その他の災害廃棄物)</p> <p>(中間処理・最終処分)</p> <p>(木くず、コンクリートくずの再生利用)</p>												